

Z71-R598

(5)

2008. 11



1200801535134



あいおい基礎研

REVIEW

リスクマネジメント

- 地球温暖化時代の企業の課題と金融・保険の役割
- 国内外の排出量取引の現状と課題
- 地球温暖化の影響とリスク
- 東京都の気候変動対策

金融・保険

- ソルベンシー規制の分水嶺、われわれはどのような選択をすべきか
- 生損保と国際会計基準

社会保障

- 公的病院の民間譲渡スキームに関する考察
- 患者の意思決定を支援する診療情報提供に向けた実態調査



2008. NOVEMBER 第5号



生損保と国際会計基準

新日本監査法人

金融部 パートナー 公認会計士

島上 徹 (はしがみ とおる)

一橋大学卒業。大手監査法人マネージャー、大手金融機関の主計部・調査部を経て2001年新日本監査法人入所。IASB 特別目的会社専門委員・保険WG委員、日本公認会計協会 連結範囲検討専門委員会、税務委員会委員。著書に『金融機関の内部統制』(きんざい)、『非公開会社の法務と税務』(第一法規)、『新信託法の基礎と運用』(日本評論社) (いずれも共著) がある。

I はじめに

2007年5月、IASB(International Accounting Standards Board)は「Discussion Paper –Preliminary Views on Insurance Contracts (本ペーパー保険契約に関する予備的評価)」(以下、「本ペーパー」)を公表した。

1997年12月、IASC(International Accounting Standards Committee)の保険起草委員会(Steering Committee on Insurance)が検討を開始して以来約10年、ようやく保険会計に関する最終的な姿が見え始めたところである。

本稿では、本ペーパーの内容を紹介するとともに、他のIFRS(International Financial Reporting Standards) (以

下、「国際財務報告基準」)も含めて生損保に与え得る影響について検討してみたい。

II 公表までの取組み

ここでは、本ペーパー公表までの約10年間の保険会計に関する取組みを振り返る。

1. 保険起草委員会による検討の開始

1997年12月、IASCは、新たな保険会計のフレームワークを検討するため保険起草委員会を立ち上げた。

2. Issues Paper (論点書) の公表

1999年12月、保険起草委員会は、Issues Paperと題する

論点書を公表した。

この論点書は、20個の論点を提示しコメントを求めた。最終的に138に上るコメントが寄せられた。

3. IASBへの引き継ぎ

2001年7月、同年3月のIASB設立に伴い、IASCより業務を引き継ぎ、保険プロジェクトをIASBのテクニカル・アジェンダに加えることを決定した。

4. DSOP(Draft Statement Of Principle)の作成

保険起草委員会は、論点書に対するコメントを分析し、2001年10月にDSOPの形でIASBへの報告書を作成し、その活動を終えた。

5. field visitの実施

9カ国19の保険会社に対して実地調査(field visit)を実施

6. プロジェクトの2分割決定

IASBは、プロジェクトを2つのフェーズ(phase)に分割することを決定。

7. フェーズIの公表

2004年5月、暫定基準であるフェーズIを完成し、IFRS4を公表した。適用はEU各国にIFRSが強制適用となる2005年1月とされた。

IFRS 4は以下のようなスタンスで作成された。

■適用範囲

保険者が受けた保険契約及び保有する再保険契約について適用

■他の基準の当面の適用除外

概念フレームワーク等のIAS規定の適用を免除し、各国の現行の会計基準を暫定的に踏襲。ただし、異常危険準備金や平衡準備金の負債認識を禁じ、損失認識テストの実施を要求。また、再保険による保険負債と関連する保険債務の相殺表示を禁止。

■開示

保険契約から生じる財務諸表の数値とその仮定に関する情報。保険契約から将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性に関する情報。

8. フェーズIIの議論開始

2004年9月、フェーズIIの議論を開始。

9. 本ペーパーの公表

2007年5月、本ペーパーを公表した。コメントの締め切りは2007年11月16日とされた。本ペーパーに対するコメントの分析は、2008年2月より開始されている。

III 本ペーパーの内容

1. 本ペーパーの概要

本ペーパーは、保険契約の会計モデルの主要な要素に関するIASBの予備的見解を示している。

本ペーパーは、第1章から第7章まで構成されている。第1章は本プロジェクトの背景について説明をしている。第2章～第7章では、IASBの議論を要約し、IASBが到達した予備的見解を説明している。

2. 第1章－範囲 (Scope)

(1) 保険契約の定義について

IFRS 4は、保険契約を「ある主体(保険者)が、他の主体(保険契約者)から、特定の不確実な事象(保険事故)が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義している。

本ペーパーでは、その定義が今でも適切かどうかを検討していない。

IASBは公開草案を策定する際に、当該問題について検討を行う予定である。

(2) 適用範囲

本ペーパーの予備的見解は、全ての種類の保険契約、生保と損保、元受保険と再保険に適用される。

3. 第2章—認識と認識の中止 (recognition and derecognition)

(1) 認識

保険者は、保険契約の当事者となるとき、保険契約に基づく権利と義務を認識する必要がある。

(2) 認識の中止

保険者は、保険負債が消滅するとき、即ち、契約で定められた債務が免除(discharged)、解約(cancelled)または終了(expire)したときに、保険負債（または保険負債の一部）の認識を中止する必要がある。

4. 第3章—測定の主要問題(measurement-core issues)

(1) 3つのビルディング・ブロックによる測定

IASBの予備的見解では、保険者は次の3つのビルディング・ブロックを用いて全ての保険負債を測定する必要がある、とされている。

①契約上のキャッシュ・フローの、明示的で、バイアスのない、市場と整合的で、確率で加重平均された現在の見積もり

②貨幣の時間価値に関して、将来キャッシュ・フローの見積もりを調整する現在の市場における割引率

③市場参加者がリスク負担（リスク・マージン）に対して、また、もし必要であればその他のサービス（サービス・マージン）に対して要求する明示的でバイアスのないマージンの見積もり

(2) 現在出口価値(current exit value)での測定

3つのビルディング・ブロックを用いた測定は「現在出口価値」が適当である。

本ペーパーでは、現在出口価値は、残存する契約上の権利と義務を直ちに他の企業へ移転するための対価として、保険者が報告日時点で支払うことを見込む額として定義される。

5. 第4章—保険契約者の行動、顧客関係及び新契約費 (policy holder, customer relations and acquisition costs)

(1) 保証された被保険権利(guaranteed insurability)

1) 定義

保険契約者は、保証された被保険権利を確保するためには、保険料を将来に亘って支払い続けなければならず、保険者はこのような将来保険料から発生する正味の経済的利益を得ることができるという資産を有している。保証された被保険権利とは、保険契約者がそのリスク・プロファイルを再確認されることなく、契約上固定された保険料を支払うことで保険カバーの提供を受け続けることができる権利のことである。

2) 認識・測定・表示

保険者は、その資産を認識し、関係する保険負債と同じ方法（すなわち、現在出口価値）で測定しなければならない。

当該資産は顧客関係(customer relationship)の一部を構成しており、契約に基づく資産(contractual asset)ではない。それにもかかわらず、保険者は当該資産を、関係する保険負債の一部として表示しなければならない。

保険者は、認識・測定・表示において、当該資産を負債から分離する必要はない。すなわち、保険負債の測定は、当該資産及び負債の双方から生じる見積もりキャッシュ・フローを基礎とする。

(2) 新契約費

保険者は、新契約費が生じた場合には、費用として認識すべきである。

6. 第5章 - 測定に関するその他の問題 (measurement-other issues)

(1) 保険者が保持する資産

IASBは、本プロジェクトで、保険者が保有する資産について、ユニット・リンク契約に関する一部の資産を



除き、既存のIFRSに特別の修正を加えることを考えていない。

(2) 会計単位 - リスク・マージンの算定単位

リスク・マージンは、明らかに、おおよそ類似のリスクに晒され、单一のポート・フォリオとして一体管理される保険契約のポート・フォリオを単位として算出されるべきである。

リスク・マージンの計算には、ポート・フォリオ間の分散効果、ポート・フォリオ間の分散効果、ポート・フォリオ間の逆相関の影響を反映すべきではない。

(3) 再保険資産

出再者は、再保険資産を出口価値で測定すべきである。

リスク・マージンは、元受契約の対応する部分のリスク・マージンと同額である。

再保険資産の現在出口価値は、倒産や係争から生じる損失の（確率加重平均）期待現在価値の控除と、期待を超える倒産や係争のリスクに対して市場参加者が求めるだろうマージンの控除を反映したものとなる。

(4) アンバンドリング

一部の保険契約は、保険要素と預かり金要素の両方を有している。保険者はこれらの契約を以下のように取扱うべきである。

①各要素間に相互依存の関係があり、各要素の測定が

恣意的とならざるを得ないような場合、保険契約のフェーズIIの会計基準は契約の全体に適用されるべきである。

②各要素に相互依存関係がない場合、フェーズIIの会計基準が保険要素に適用され、IAS39が預かり金要素に適用されるべきである。

③各要素は相互依存関係にあるが、各要素を恣意性なく個別に測定し得る場合は、IAS39を預かり金要素に適用し、契約の全体をフェーズIIの会計基準によって測定する。

この結果、保険要素は、契約全体の測定額と預かり金要素の測定額の差額として測定される。

(5) 保険負債の信用特性

保険者がその保険負債を現在出口価値で測定する場合、その測定には負債の信用特性を反映するべきである。なお、保険者は保険負債の信用特性が当初測定後に与える影響を開示することが求められる。

(6) 投資契約

保険者・再保険者は、保険契約及び重要な保険リスクを移転しない契約（投資契約）の双方を取り扱っている。

投資契約はIAS39の範囲で処理され、投資管理手数料など一部のケースではIAS18（収益）の範囲で処理される。



7. 第6章—保険契約者配当

(policyholder participation)

(1) 測定に用いるキャッシュ・フロー

有配当保険の負債を測定する際に用いるキャッシュ・フローは、報告日において存在する法的または推定的債務(legal or constructive obligation)の条件を満たす、バイアスのない見積もりを含まなければならない。

(2) 推定的債務かどうかの判定

保険契約者配当が推定的債務かどうかの判定については、IAS37(provisions, contingent liabilities, contingent assets:引当金、偶発債務、偶発資産)改訂草案のガイダンスを考慮する必要がある。

IAS37改訂草案第15項では以下のような追加的ガイダンスを提供している。

「推定的債務の場合、これは以下のようなケースに限られる。」

- (a) 企業が相手方に対し、特定の責務を負うことを受入れることを過去に示したことがあること；
- (b) 企業がこれらの責務を遂行することについて、相手方が合理的に期待することができるうこと；
- (c) 相手方が企業の債務の履行から便益を得るか、または不履行から損害を被るかのいずれかであること。」

(3) ユニバーサル・ライフ契約

ユニバーサル・ライフ契約に対しては、それぞれのシナリオにおける積立利率の見積りは、報告日において存在する法的または推定的債務を満足するシナリオにおいて支払うと保険者が見積もる率を反映すべきである。

(4) ユニット・リンク契約

ユニット・リンク契約について、資産評価が時価となる特別勘定資産(自社株等)については、それによるミスマッチを排除すべく資産評価上の手当てを望むが、結論には至っていない。

(5) インデックス・リンク契約

インデックス・リンク契約では、保険者は原資産を保有することを強制されておらず、原資産を保有することを強制されず、原資産を同時に移転することなく負債を移転することができる。

現行のIFRSの要件は、インデックス・リンク契約の裏付けとして保有する資産についてもそのまま適用され、特段の対応を行わない。

8. 第7章—保険負債の変動

(changes in insurance liabilities)

保険負債の変動は全て損益計算書に反映する。

IASBは公開草案を策定するに当たり、保険者が保険料を収益として表示するか、預かり金の積立として表示するか、

そして保険者の損益計算書上では保険負債の簿価の特定の変動要素（例えば、金利の変動）を分離して表示すべきかを検討する。

IASBは、これらのトピックについてまだ予備的見解を形成していない。

IV 本ペーパーに関する考察

本ペーパーに対する疑問や問題点は各方面から指摘されているようであるが、ここでは筆者が重要と考える論点についていくつか触れることとしたい。

1. 保険契約者の会計

本ペーパーでは保険契約者(policyholder accounting)の会計は取り扱っていない。

IASBは、保険契約者の会計を公開草案に含める方針である。

2. マージンの測定

本ペーパーによると、保険料収入の現在価値と支払保険金・リスクマージン・サービスマージンの現在価値は契約開始当初は等しいので、基本的に初期利益は認識されないと考えられている。

しかし、リスク・マージンの計測手法には下記のようないくつか考えられるので、会計・開示の観点からは投資家・契約者への透明性の確保を一考する余地がある。

また、サービス・マージンの計測手法についてはIASBは何も言っていない。

支払保険金・リスクマージン・サービスマージンのキャッシュ・フローはそれぞれ独立して認識・測定されることから、これらの測定については、会計基準上もある程度の明示が必要ではないかと考えられる。その測定次第では、初期利益（損失）が認識され得るからである。

（但し、IFRSは、Principle-baseなので、会計処理の詳細を示すとは必ずしも限らないが。）

(1) リスク・マージンの計測手法

本ペーパーによると、リスク・マージンは一般に観察することができないとし、市場参加者がリスク量をどのように測定するであろうかを評価して、彼らがリスク量を言い表すために用いられるだろう単位を決定するとされる。

そして、負債の中にあるリスク単位の数を見積もるために、キャッシュ・フローシナリオを用いることとされている。

リスク・マージンの計測手法としては、①パーセンタイル法、②資本コスト法等が通常用いられているようである。

①パーセンタイル法

パーセンタイルとは、計測値の統計的分布のうえで、小さいほうから数えて何%目の値は、どれくらいかという見方をする統計的表示法である。50パーセンタイルは中央値とも呼ばれているもので、この値より小さいものと大きいものが半数ずついることになる。また、3パーセンタイル未満のものは全体の3%、97パーセンタイルを超えるものも3%いるはずであり両者の間には94%のものが含まれていることになる。

例えば、保険会社が、75%までのリスクには対応したいと考えれば、 $75\%-50\% = 25\%$ がリスク・マージンの水準となる。

問題点としては、誰が上記で言えば75%という水準を決めるのか、という点であり、リスク・マージンの水準決定の客觀性をどのように確保できるか、ということである。

②資本コスト法

資本コスト法は、ソルベンシー上の規制資本額(Solvency Capital Requirement) や最低所要自己資

本額(Minimum Capital Requirement)などの資本額を維持するためのコストを算定し、リスク・マージンを算定する手法である。

なお、Solvency IIでは、資本維持コスト率を6%としている。

$$\text{S Capital} \times 6\% \\ t=1 \\ \text{※nは年数}$$

③テール・バリュー・アット・リスク法 (Tail VaR)

Tail VaRとは、VaRを超える損失額の平均値で、条件付のテール期待値(Conditional Tail Expectations/CTE)である。例えば、CTE90は、90番目のパーセンタイル値を超える全ての結果の期待値である。

この方法によるとリスク・マージンの水準が大きくなると思われる。

(2) サービス・マージン

本ペーパーでは、多くの保険契約は、保険者が他のサービスについても提供することを要求するとしている。例えば、ユニット・リンク契約やユニバーサル・ライフ契約及び一定の有配当契約のような、当該契約が保険者に投資マネジメント・サービスの提供を要求する場合である。

そして、保険者が受ける対価をサービス・マージンと呼ぶとしている。

従前はプロフィット・マージンと呼ばれるものがあり、その概念は採用されていないが、サービス・マージンとの概念とは違うものであるとの見解のようであるが、その違いは必ずしも明確ではない。しかも、サービス・マージン自体、その概念や測定方法などについても曖昧である。

3. 被保険権利

例えば、長期契約で平準払いを考えてみると、契約者は、年齢とともに死亡等のリスクが高まるので、その契約を継

続しようという意欲が一般的にはあると考えるのは、合理性がある。

しかし、この取扱いは責任準備金の計算上ではすでに解約率として織り込み済でもあり、解約率を見直せばよいという話であると考えられる。

これを顧客関係に関連づけて資産を認識しようすることは、他の長期契約におけるIFRSの会計処理を見ても例がない。

すなわち、なぜ、保険会計だけ被保険権利という顧客関係に基づく資産を認識するのか、明瞭に説明されていない。

4. 保険負債への保険会社自身の信用リスクの織り込み

保険負債に対して、保険会社自身の信用リスクが織り込むことが提案されているが、これはいわゆる「信用のパラドックス」の問題を生じさせる。

信用のパラドックスとは、信用リスクが低くなればなるほど、負債が小さくなり、利益が生じるため、直感的におかしいと感ずることをいう。

公正価値の概念に信用リスクを織り込むことは、負債の定義から生じる結果もあるが、IAISなど監督当局はこの概念に賛成していない。

5. 保険負債の変動の損益処理

保険会社の保有する資産はIFRS上も時価評価されないもの、あるいは時価評価されても損益処理されないものがある。

例えば、貸付金、有価証券のうち保有目的が「その他」(available for sale)のものなどである。

これらについては、2005年EUにIFRSが強制適用となった際、フェアー・バリュー・オプション(fair value option)がその解決の一法として、IAS39に導入された。

フェアー・バリュー・オプションとは金融資産・負債につき、取引単位で公正価値にて評価する(評価差額は損益処理)ことを指定することができる、というオプションである。



このオプションを利用すれば、貸付金等を時価評価し、その評価差額を損益処理することで、保険負債の変動に伴う評価差額の損益処理と整合を確保することは可能である。

しかし、これは、2000年ごろに金融商品の全面時価評価を意図して反対を受け頓挫した、JWGの議論に戻るような会計を採用することになる。

日本の伝統的保険会社が多く保有する投資不動産についてもIAS40(Investment Property)で原価モデルか公正価値モデルかの選択が可能となっているが、公正価値モデルでの評価を選択せざるを得ない状況も想定しなければならず、その際は、いわゆる全面時価会計の導入ということになる。

しかしながら、保険会社が最初に全面時価会計を導入しなければならない理由は明確ではなく、むしろ銀行等に最初に全面時価会計を導入すべきではないかと考える。

V 今後の展開

2008年中には公開草案(Exposure Draft)が公開され、2009年～11年にかけてフェーズⅡの最終の基準が公表されるものと考えられるが、収益認識プロジェクトの動向が影響を与える可能性もあり、スケジュールは流動的である。

収益認識プロジェクトにおいては、収益の認識の方法として、報告日における役務提供義務の公正価値を測定し、その前期との差額を収益として認識する方法と、受け取った（あるいは受け取るべき）対価をサービス提供期間に按分する方法とが対立している。

前者の方法は、本ペーパーの議論と整合的であるが、後者の方法は、本ペーパーの議論と整合していない。後者の方法も有力視されており、議論の行方は不透明である。

ISSN 1881-3674

あいおい基礎研 REVIEW 2008年 NOVEMBER 第5号

発 行 日 2008年11月21日

発 行 所 株式会社あいおい基礎研究所

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

あいおい損害保険本社ビル5階

TEL.03-5423-1070

FAX.03-5423-1074

URL : <http://www.ioi-research.co.jp/>
